

昭和四十六年政令第二百一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法
律施行令
内閣は、海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（常温において液体でない物質）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。

一 アノモニア

二 液化石油ガス
液化メタンガス

三 エチレン

四 塩化ビニル

五 六 塩素
塩化エチレン

七 酸化炭素

八 窒素

九 ブタジエン
ブチレン

十 ロのいずれかに該当する物質

イ 温度三十七・八度において蒸気圧が○・
二八メガパスカルを超えるもの

ロ 臨界温度が三十七・八度未満であるもの

（海洋環境の保全の見地から有害である物質）
第一のとおりとする。

（海洋環境の保全の見地から有害でない物質）
第一のとおりとする。

（有害水バラストの要件）

第一条の三 法第三条第四号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、別表

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。

二 当該水バラストに含まれる最大径十マイクロメートル以上一百マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方メートル以上であること。

三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の國土交通省令 環境省令で定める細菌の数が

国土交通省令・環境省令で定める基準に該当するものであること。

（オゾン層破壊物質）

第一条の六 法第三条第六号の三の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

（大気を汚染する物質）

第一条の七 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

一 人を収容することができる構造を有する工作物

（海洋施設）

二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物

（作物）

三 油、有害液体物質並びに法第十条第一項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十八条の四の規定並びに法第十八条の五第一項に規定する

四 海洋施設発生廃棄物（第十一条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十

二 序条項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関するものから除外する。）は、海洋施設でないものとする。

（危険物）

第一条の八 法第三条第十六条の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのbilgeその他他の油の排出さる油中の油分の濃度（以下「油分濃度」といふ。）は、次のとおりとする。

一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下の

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次

三条第一項第三号、第一条の十一、第二条、第

四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項において「南極海域」という。）及び同表で定める装置を作動させながら排出すること。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

四 ビルジ等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットル以下であること。

三 全ての國の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線））をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯一度東經百四十二度八分の点から南緯二十一度四十二分東經百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東經百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東經百四十一度五十五分の点、南緯十度東經百四十二度の点、南緯九度十分東經百四十三度五十二分の点、南緯九度東經百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東經百四十五度の点、南緯十一度東經百四十五度の点、南緯十五度東經百四十六度の点、南緯十七度三十分東經百四十七度の点、南緯二十一度東經百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東經百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東經百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（別表第一の五に掲げる海域を除く。）において排出すること。

四 当該タンカーの航行中に排出すること。

五 海面より上の位置から排出すること。

六 貨物油を含む水バラスト等（國土交通省令で定めるものを除く。）であつて油水分離したものを、國土交通省令で定めるところにより、當該水バラスト等の油水境界面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。

六 水バラスト等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

七 法第四条第三項に規定するタンカーの國土交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物船からの貨物油を含む水バラストの排出を除く。）に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準は、当該タンカーへの水バラストの積込みの開始時から当該タンカーへの水

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

八 当該タンカーの航行中に排出すること。

九 バラスト航海水のための当該タンカーへの水バラストの積込みの開始時から当該タンカーへの水

(油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)

(船舶からの有害液体物質の排出基準)

第一条の十一 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域及び北極海域とする。

第一条の十二 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の六の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

法第九条の二第四項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

（船舶からの排出のための事前処理につき確認をするとする有害液体物質）

第一条の十三 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の六第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）

第一条の十四 法第九条の六第五項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国（法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国）をいう。以下同じ。）のい

ずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間ににおいて輸送される

第一議定書締約国をいう。以下同じ。）のい

ずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間ににおいて輸送される

第一議定書締約国（法第七十三条による改正後の

領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十六第二号において同じ。）を除く海域において輸送され

るものであること。

第一条の十五 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合においては、海洋環境の保全の見地から、第一議定書（法第九条の二第四項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。）に規

定するX類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一の二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表の三号に掲げるZ類物質等とみなす。

第一条の十六 法第九条の六第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

（登録確認機関の登録の有効期間）

第一条の十七 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員）

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。）とする。

一 國際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（南極海域にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二 國際航海に従事しない船舶 百人（南極海域にある船舶にあつては、十一人）

（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準）

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第一上欄に掲げるふん尿等とする。

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからふん尿等については、海面下に排出することができる。

（前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。）

別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

前条第四項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

前条第五項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第一号に規定する廃棄物を南極海域）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合について適用する。この場合において、同条第五項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉庫に残留するものの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）

四 汚水（その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。）

五 別表第二第二号の表第一号から第六号までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）

第二条 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

前項の基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の基準が適用されるものとする。

（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

前条第四項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第一号に規定する廃棄物を南極海域）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一上欄に掲げるとおりとする。

（油が水温その他の自然的条件により滞留する

ことによる汚染を特に防止する必要がある海

域）

（船舶からの有害液体物質の排出基準）

（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）

（登録確認機関の登録の有効期間）

（船の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）

る同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）以下「廃棄物処理令」という。別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやすく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属ぐす（自動車（原動機付自転車を含む）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破碎に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ（1）に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、同号イ（1）に規定する容器包装及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれららの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂を含まないものとする。

二 前号の規定により排出する場合以外の場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等に設けられてる余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものをおいて、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられてる余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものと/orする。三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオ

ン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態（液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物があつては、その全てを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。）にして排出すること。

四 油性廃棄物（ピッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）及びポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）を除く。第三項の表第二号において同じ。）を排出する場合においては、熱しやすく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ熱しやすく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号二（2）本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

六 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の二第二号ハへの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

七 廃棄物処理令第六条第一項第一号カの規定により処理した状態にして排出すること。

八 廃棄物処理令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第一号ハに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号トの規定により処理した状態にして排出すること。

九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ（6）、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（5）若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ（5）若しくは同号ナに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコン・ディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）及び

十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物

物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物（廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。）又は感染性産業廃棄物（廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ハへの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五 感染性産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号ツに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十六 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ワの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十七 廃酸又は廃アルカリで廃棄物処理令別表第五の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた廃酸又は廃アルカリにあつては、同表の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた廃酸又は廃アルカリではそれぞれ同表の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十八 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等として同項に規定する必要な措置が講じられている埋立場所等の護岸その他の施設に設けられている余水吐きから同項各号に掲げる廃棄物及びその水質が環境省令で定める

基準に適合しない海水が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十二条第二項第四号の政令で定められた排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と遮断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（1）、（3）及び（5）並びに第六条の五第一項第三号イ（1）、（3）及び（5）に掲げる廃棄物

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（2）及び（4）並びに第六条の五第一項第三号イ（2）、（4）及び（7）に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号ソに規定する廃棄物

四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで、第二十四号及び第三十三号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

五 廃棄物処理令別表第三の三第三号から第七号まで及び第二十三号に掲げる物質を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

		号に掲げるものを 除外。)
四 前項第三号に 掲げる廃棄物	当該廃棄物を環境大臣が 定めることにより固型 化して排出すること。	
一 前項第二号に 掲げる廃棄物(同 号下欄イ及び同表第 三号下欄イに掲げる排 出方法に関する基準は、 当該埋立場所等に余水吐きが設けられ ていない場合には、同表第一号及び第三号の上 欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一 号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排 出方法に関する基準は、適用しないものとする。 ただし、当該表下欄に掲げるとおりとする。 か、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。 法に関する基準は、適用しないものとする。	ける法第十条第二項第四号の政令で定める排出 方法に関する基準は、前項に定めるもののは ない場合には、同表第一号及び第三号の上 欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一 号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排 出方法に関する基準は、適用しないものとする。 ただし、当該表下欄に掲げるとおりとする。 か、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。 法に関する基準は、適用しないものとする。	
二 廃棄物処理令 第六条第一項第三 号ハ(4)及び第 六条の五第一項第 三号イ(4)に掲 げる廃棄物のうち 油性廃棄物である もの(前項第一号 及び第三号に掲 るものを除く。) 三 廃棄物処理令 第六条第一項第三 号ハ(4)及び第 六条の五第一項第 三号イ(4)に掲 げる廃棄物のうち 有機性のもの(前 項第一号及び第三	イ 水面又は水中に排出 する場合以外の場合にお いては、当該廃棄物の一 層の厚さは二メートル以 下とし、かつ、一層ごと にその表面を当該廃棄物 以外の土砂で五十センチ メートル(当該土砂の上 に当該廃棄物を排出しな い場合にあっては、一メ ートル)以上覆う方法に より排出すること。 ロ 当該廃棄物が第一項 第十一号に規定する廃棄 物である場合において は、環境省令で定める基 準に適合する状態にして 排出すること。	イ 水面又は水中に排出 する場合以外の場合にお いては、当該廃棄物の一 層の厚さは二メートル以 下とし、かつ、一層ごと にその表面を当該廃棄物 以外の土砂で五十センチ メートル(当該土砂の上 に当該廃棄物を排出しな い場合にあっては、一メ ートル)以上覆う方法に より排出すること。 ロ 当該廃棄物が第一項 第十一号に規定する廃棄 物である場合において は、環境省令で定める基 準に適合する状態にして 排出すること。
第五条 法第十条第二項第五号ロの政令で定める 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 一 特定水底土砂 二 指定水底土砂 三 前条第二項第四号に規定する水底土砂 四 前条第二項第五号に規定する水底土砂 (本邦周辺海域)	一 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。 四 (海域において排出することのできる水底土砂 の基準)	一 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。
第七条 法第十条第二項第七号の政令で定める本 邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百 海里の線(その線が中間線(領海及び接続水域 に関する法律第一条第二項に規定する中間線を いう)を超えているときは、その超えている 部分については、中間線とする。)の内側の海 域とする。 (船舶発生廃棄物)	一 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。	一 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。
第八条 法第十条の三第一項の政令で定める廃棄 物は、次に掲げる廃棄物とする。 一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に 伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物 二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常 の活動に伴い生ずる廃棄物(船舶の通常の活 動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄	一 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。	一 基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該 当しないものであることとする。 二 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必 要な措置を講ずること。 三 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう る廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからで きる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必 要な措置を講ずること。

第九条	(船舶からの有害水バラストの排出の基準)	物 物 却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並び に水底土砂を除く。) 基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとす る。
域海の外以海公二	一 海 公 域 海 出 排	基 準
ロ 特定船舶（旅客又は貨物の運送を行 う事業の用に供される船舶以外の船舶の うち、有害水バラストの排出量、排出頻 度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼさない影響 が少ないものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）から の有害水バラストの排出であつて、海洋 環境の保全に障害を及ぼさないものとして 国土交通省令で定める措置が講じられ てあるものであること。 次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合す る有害水バラストの排出であること。 イ 当該有害水バラストが排出される場 所とおおむね同一の場所で積み込まれた ものとして国土交通省令で定める要件に 適合する有害水バラストの排出であるこ と。 ロ 日本国と一以上の船舶バラスト水規 制管理条約締約国（法第十七条第二項第 三号に規定する船舶バラスト水規制管理 条約締約国をいう。以下同じ。）との間に おいて海洋環境の保全の見地から有害と なるおそれがないものとして合意をした 有害水バラストの積込みを行う区域及び 排出を行う区域その他の国土交通省令で 定める事項を遵守して日本国の内水、領 海若しくは排他的經濟水域又は当該船舶 バラスト水規制管理条約締約国との内水、	次のイ又はロに掲げる要件に適合する有 害水バラストの排出であること。 イ 主として公海において積み込まれた ものとして国土交通省令で定める要件に 適合する有害水バラストの排出であるこ と。 ロ 特定船舶（旅客又は貨物の運送を行 う事業の用に供される船舶以外の船舶の うち、有害水バラストの排出量、排出頻 度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼさない影響 が少ないものとして国土交通省令で定める 船をいう。次号において同じ。）から の有害水バラストの排出であつて、海洋 環境の保全に障害を及ぼさないものとして 国土交通省令で定める措置が講じられ てあるものであること。 次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合す る有害水バラストの排出であること。 イ 当該有害水バラストが排出される場 所とおおむね同一の場所で積み込まれた ものとして国土交通省令で定める要件に 適合する有害水バラストの排出であるこ と。	

（海洋施設発生廃棄物）

第十一條の三 法第十八条の五第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物

二 輸送活動、漁ろう活動その他の海洋施設の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（海洋施設の通常の活動に伴い生じた油等以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）

（鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に関する基準）

第十一條の四 法第十八条の七第一号の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること。

二 鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすること。

（海底下廃棄をすることのできるガスの基準）

第十一條の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。

二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上）であること。

三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

二 前項第二号の基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方方法は、環境省令で定める。

（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）

第十一條の六 法第十八条の八十五第一項の政令で定める毎或は、法第十八条の八第二項第二号の（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）

海域	放出	原動機の種類、能力 及び用途	欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げるとおりとする。	
			に、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。	欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごと
第一表 区域別海図出米表五掲示並に北域別号六考三表クイル海別海区域別海表一第一表	第一表 区域別海図出米表五掲示並に北域別号六考三表クイル海別海区域別海表一第一表	イ ディーゼル機関 で、あつて、定格出力 が百三十キロワット を超え、かつ、定格 回転数が毎分百三十 回転未満のもの（法 第十九条の四第一項 第二号又は第三号に 掲げる原動機（以下 この表において「特 定用途原動機」とい う。）に該当するもの 及び特定用途原動機 以外の原動機で原動 機の設置に相当の制 約を伴うものとして 国土交通省令で定め る船舶に設置される もの（以下この号に おいて「特定船舶設 置原動機」という。） に該当するものを除 く。）	イ ディーゼル機関 ト 一キロワット 時当たりの窒 素酸化物の 放出量に係る 放出基準	イ ディーゼル機関 ト 一キロワット 時当たりの窒 素酸化物の放 出量（単位は、 グラムとする。 以下同じ。）の 値が三・四以 下であること。

船舶設置原動機に該当するものに限る	回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る）	回転数が毎分百三十を超えて、かつ、定格を超過、かつ、定格を超過するもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る）	三百三十キロワット以上を超えて、かつ、定格を超過するもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る）
ハーディーゼル機関	回転数が毎分百三十を超えて、かつ、定格を超過するもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る）	回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）	回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）
本デイーゼル機関	二、ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超えて、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）	二、ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超えて、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出現量の値が十四を以降である。
ヘーディーゼル機関	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出現量の値が七・七以下で	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出現量の値が二・〇以下である。	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出現量の値を○・二乗して得た値で除して得た値を二・〇以下である。
ヘーディーゼル機関であつて、定格出力を一百三十キロワットを超えて、かつ、定格を超過するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）	あること。	あること。	あること。

<p>第十一條の九 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。 (燃料油の品質の基準等)</p> <p>第十一條の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>	
海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五号に掲げる北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域 二 前号に掲げる海域以外の海域	<p>硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。</p> <p>硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。</p>

三 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）
四 ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したもの
五 船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物
六 ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）
（船舶発生油等の焼却の方法）

第十二条の二 法第十九条の三十五の四第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれをを行わなければならない。

第十三条及び第十四条 削除

（海洋施設内において生ずる不要な油等）

第十五条 法第十九条の三十五の四第五項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における飼料資源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。
(手数料の納付を要しない独立行政法人)

**第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書き及び法第五十一条の第三項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。
(関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請の手続)**

第十五条の三 法第四十一条の二の規定により海上保安庁長官が必要な措置を講ずることを要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

第六項	第六項の 第一項	第六項の 第二項	第六項の 第三項	第六項の 第四項	第六項の 第五項	第六項の 第六項	第六項の 第七項	第六項の 第八項	第六項の 第九項	第六項の 第十項	第六項の 第十一項	第六項の 第十二項
第二項	第一項	第一項	前項	前項								
同條第一項	項	項	項	項	項	項	項	項	項	項	項	項
	廢棄物	海洋施設	第四十三条の二第一	第四十三条の二第二	第四十三条の二第三	第四十三条の二第四	第四十三条の二第五	第四十三条の二第六	第四十三条の二第七	第四十三条の二第八	第四十三条の二第九	第四十三条の二第十

第十七条 削除	第十条の六第五項	第一項	第四十三条の二第一
	第十条の六第六項	第一項	第四十三条の二第一
	第十条の六第六項及び第七項	第一項	第四十三条の二第一
	第十条の八第二項	第一項	第四十三条の二第一
	第十条の九第一項	第一項	第四十三条の二第一
	第十条の九第二項	第一項	第四十三条の二第一

（排他的経済水域等における適用関係）

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の十の表第一号中「無機酸」とあるのは「第二議定書（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約による汚染の防止のための国際条約（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。）が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの（以下「特定無機酸等」という。）と、同表第二号及び第十二条の十一中「無機酸」とあるのは「特定無機酸等」と、第十二条第三号中「鉛」は「カドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書VI第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廢物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 前項に規定するもののほか、法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が国の排他的経済水域に適用される法に基づく命令の適用関係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める。（取締官）

第十八条 法第六十五条第一項の政令で定める者は、海上保安官及び警察官とする。

2 前項第一号及び第二号の期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（担保金等の提供による釈放等の規定を適用しない外国船舶）

第十九条 法第六十五条第一項第一号の政令で定める外国船舶は、次に掲げる外國船舶とする。

一 本邦の内水及び領海の海底及びその下における活動に從事している外國船舶

二 本邦の大陸棚における天然資源の探査及び開発並びに本邦の大陸棚の掘削に從事していない外國船舶

（担保金の額に関する基準）

第二十条 法第六十五条第四項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならぬ。

（担保金等の提供）

第二十一条 担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。）又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十五条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、違反者又は同項の事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適當と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附 則（昭和五十年八月一四日政令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附 則（昭和四七年二月一四日政令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十八年二月一日から施行する。

附 則（昭和四八年二月一四日政令第九二五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附 則（昭和四七年二月一四日政令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月二〇日政令第三六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十一年三月一日から施行する。

附 則（昭和五一年八月一四日政令第二一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

附 則（昭和五一年八月一四日政令第二一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

附 則（昭和五二年三月九日政令第二一五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

（主務大臣及び主務省令）

第二十二条 法第六十五条第二項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項並びに前条第一項に規定する政令（主務大臣及び主務省令）

1 この政令は、昭和五十二年九月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に存する埋立場所等に改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項各号に掲げる廃棄物以外の廃棄物を排出する場合には、同条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、改正前の

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定の例による。

附 則 (昭和五五年一〇月三日政令第二五五号)

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)の焼却に常用している船舶において当該船舶がその際現に有する要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「海洋汚染等防止令」という。)別表第四第七号上欄に掲げる油等を焼却する場合の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域に関する基準は、海洋汚染等防止令第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、海洋汚染等防止令別表第四備考第五号に規定するH海域とする。

附 則 (昭和五八年八月一六日政令第一八三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。)附則第一条第一号に定める日(昭和五十年十月二日)から施行する。
(経過措置)

第二条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー(建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に改正法が開始されたもの)又は昭和五十五年一月一日以後に改正法が適用するためのものについては、昭和五十年十月二日以後に当該改造が完了したタンカーにあつては、昭和五十年三月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡す。(施行期日)

「防止令」という。)第一条の十第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。

2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第一項第五号の規定にかかわらず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができる。

1 排出される水バラスト等の一部を上甲板上又はこれより上の位置において目視により監視することができる装置が備え付けられた排水管により排出すること。

2 排出される水バラスト等の一部を前号の装置を使用して監視すること。

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー(建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの)であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー(改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの)又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。)であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク(タンカーの貨物艤及び燃料油タンクからの配管に二重に積載された貨物油を含む水バラスト(以下「クリーンバラスト」という。)を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の十第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第一項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の十の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみの航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艤の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

附 則 (昭和六〇年一〇月二九日政令第二二八五号)

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和六十一年一月七日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月三日政令第一二五六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和五十八年法律第五十八号)附則第一条第四号に定める日(昭和六十二年四月六日)から施行する。

附 則 (昭和六二年四月三日政令第一二五五号)

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一九日政令第一二三〇号)

(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和五十八年法律第五十八号)附則第一条第七号に定める日(昭和六十三年十二月三十一日)から施行する。

附 則 (平成元年四月四日政令第一〇三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年九月一日政令第二五〇号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年四月二日政令第九九号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成元年十月十三日から施行する。

附 則 (平成二年四月二日政令第一〇三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年四月二日政令第二二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成五年七月六日から施行する。

附 則 (平成五年二月二四日政令第二二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成五年七月六日から施行する。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年六月一九日政令第一六七号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月一八日政令第三五六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三年一月十八日から施行する。

附 則 (平成三年一二月一〇日政令第三六五号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日政令第二一八号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則 (平成五年二月抄)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則 (平成四年六月二六日政令第二一八号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則 (平成五年二月抄)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則 (平成五年二月抄)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附 則 (平成五年二月抄)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成五年七月六日から施行する。

うち運輸省令で定める装置（以下この項において「旧装置」という。）を設置しているものか

らのこの政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第一条の六第一項の規定による改正法その他の油の排出であつて旧装置を作動させながら行うものに係る同項の排出基準は、同項の規定にかかわらず、平成十年七月五日までの間は、なお従前の例による。ただし、当該船舶が新令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成五年七月二日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一二月三日政令第三八号）

（施行期日）抄

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成六年二月九日政令第二一一号）

（施行期日）抄

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成六年二月九日政令第二二一号）

（施行期日）抄

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成六年二月九日政令第二二二号）

（施行期日）抄

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成六年二月九日政令第二二二二号）

（施行期日）抄

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月二六日政令第三〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年七月一四日政令第二九〇号）

（施行期日）抄

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一月四日政令第二〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年六月二六日政令第一九二号）

（施行期日）抄

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年七月五日政令第二〇六二号）

（施行期日）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日政令第二〇二号）

（施行期日）抄

1 この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日政令第二〇二二号）

（施行期日）抄

この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月一日）から施行する。

附 則（平成九年七月九日政令第二三九号）

（施行期日）抄

この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月一日）から施行する。

附 則（平成九年七月九日政令第二三九二号）

（施行期日）抄

この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月一日）から施行する。

第六条第一項第一号ハ及び第三号カの規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（平成九年一二月一〇日政令第三三三号）抄

（施行期日）

1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三三号）

（施行期日）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三三三号）

（施行期日）抄

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月二四日政令第三三三九号）

（施行期日）抄

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月二四日政令第三三三九号）

（施行期日）

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年七月十五日から施行する。

附 則（平成一二年七月二四日政令第三三三九号）

（施行期日）抄

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年七月十五日から施行する。

第六条第一項第一号ハ及び第三号カの規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一二月二八日政令第三三三九号）抄

（施行期日）

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年二月二八日から施行する。

附 則（平成一二年二月二八日政令第三三三九号）

（施行期日）抄

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年二月二八日から施行する。

附 則（平成一二年二月二八日政令第三三三九号）

（施行期日）

1 この政令（第一号を除く。）は、平成十三年二月二八日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三第三号上欄に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出を行っている者に係る同表第三号上欄に規定する同条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出については、当該外國の内廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出を行っている者に係る同表第三号上欄に規定する同条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出については、当該外國の内

は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一〇月二三日政令第三二三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年五月一四日政令第二二三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二九七号)

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一五年九月一〇日政令第四〇二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年九月二十七日から施行する。

(経過措置)

第二条 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書IVの締約国である外国が、国際事機関海洋環境保護委員会決議第八十八号に従った同附属書の改正が日本国について効力を生ずる日までの間において、当該改正前の同附属書に規定されたふん尿等の排出に関する規制を行う場合にあっては、当該外國の内

水、領海又は排他的經濟水域にある船舶に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「海洋汚染等防止令」という)第二条の規定にかかわらず、それぞれ二百トン又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあっては、これに相当する搭載人員)十一人とする。この場合における海洋汚染等防止令第三条第一項及び第二項並びに別表第二第一号の表第一号及び第二号の適用については、海洋汚染等防止令第三条第一項及び第二項中「別表第二上欄」とあるのは、「別表第二第一号の表第一号及び第二号上欄」と、海洋汚染等防止令別表第二第二号の表第一号中「国際航海上に従事する船舶」とあるのは、「船舶(総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。)」とあり、同表第二号中「国際航海に従事する船舶」とあるのは、「船舶(総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものに限る。)」と、同号中「三海里」とあるのは、「四海里」とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第二条 改正法附則第三条第四項及び改正法附則第十二条第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ四第一項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(船級協会等の登録の有効期間)

第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第三条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(特定オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置が禁止される日)

第五条 改正法附則第九条第一項の政令で定める日は、令和元年十二月三十一日とする。

(特定オゾン層破壊物質)

第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定めるオゾン層破壊物質は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(附則第八条において「新令」という。)別表第一の三第二十一号から第五十四号までに掲げる物質とする。

(権限の委任)

第七条 改正法附則の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)に行わせることができる。

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

ただし、次条から附則第四条まで及び附則第七

条の規定並びに附則第二十条中國土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)附則第五条の四を同令附則第五条の五とし、同令附則第五条の三を同令附則第五条の四とし、同令附則第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に二条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日(平成十六年十一月一日)から施行する。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第二条 改正法附則第三条第四項及び改正法附則第十二条第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ四第一項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(船級協会等の登録の有効期間)

第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第三条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(特定オゾン層破壊物質)

第五条 改正法附則第九条第一項の政令で定める日は、令和元年十二月三十一日とする。

(特定オゾン層破壊物質)

第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定めるオゾン層破壊物質は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(附則第八条において「新令」という。)別表第一の三第二十一号から第五十四号までに掲げる物質とする。

(権限の委任)

第七条 改正法附則の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)に行わせることができる。

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

ただし、次条から附則第四条まで及び附則第七

条の規定並びに附則第二十条中國土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)附則第五条の四を同令附則第五条の五とし、同令附則第五条の三を同令附則第五条の四とし、同令附則第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に二条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日(平成十六年十一月一日)から施行する。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第二条 改正法附則第三条第四項及び改正法附則第十二条第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ四第一項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(船級協会等の登録の有効期間)

第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第三条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用)

第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

(特定オゾン層破壊物質)

第五条 改正法附則第九条第一項の政令で定める日は、令和元年十二月三十一日とする。

(特定オゾン層破壊物質)

第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定めるオゾン層破壊物質は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(附則第八条において「新令」という。)別表第一の三第二十一号から第五十四号までに掲げる物質とする。

(権限の委任)

第七条 改正法附則の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)に行わせることができる。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年七月二二日政令第二一九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年七月二二日政令第二一九号)

(施行期日)

2	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(平成二五年一月二三日政令第一二号) 抄
(施行期日)	1 (この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。)
附 則	(平成二十五年六月一二日政令第一七四号)
この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。	この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。
附 則	(平成二五年一月二九日政令第三二四号)
この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。	この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。
附 則	(平成二六年九月三日政令第二九号)
(施行期日)	1 (この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。)
2 (罰則に関する経過措置)	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
九号抄	附 則 (平成二六年九月三日政令第二九号)
第一条 (施行政令)	第一 水域に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の下欄に掲げる要件
第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。
第一条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。
第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第十一条の十の表第一号の改正規定及び附則第五条から第七条までの規定は、平成二十七年一月一日から施行する。）
第一条 (改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。)からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域
二 前号に掲げる水域以外の水域のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域
いその周辺に前号に掲げる水域が存在しない水域である。）、水環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

第一条 (施行政令)	第一 水域に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の下欄に掲げる要件	（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）
第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域
二 前号に掲げる水域以外の水域のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	第二 水域に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の下欄に掲げる要件	（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）
第一条 (施行政令)	第一 水域に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の下欄に掲げる要件	（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）
第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

第四条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	第四条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）
第一条 (施行政令)	第一 水域に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の下欄に掲げる要件	（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）
第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域
第一条 (施行政令)	第一 水域に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の下欄に掲げる要件	（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）
第二条 (改正法附則第二条第一項の政令で定める水域)	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域	（改正法附則第二条第一項の政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行令第十条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

第五条 特定現存船（前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう。）を行うことができるものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）から他の有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいう。）については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条第一項本文（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

特定現存船については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条の二（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四十一第一項（新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備（以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。）に

第十九条の三十六の規定による定期検査（旧法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行つたものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供するようとするときに行われるものを除く。）が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。）条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は令和六年六月十七日のいずれか早い日

において「新定期検査」という。)が開始される日(当該新定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われる新定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日)又は令和六年六月十七日のいずれか早い日

二 条約発効日前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が令和元年九月七日以前に行われるもの(改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下この号において「旧法」という。)第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等(旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。)についての旧法

附 則
（平成二七年八月一日政令第二五号）

1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年九月一日から施行する。

2 (経過措置)
次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準について

第八条 改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。
地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

(外国船級協会の事務所等における検査に要する費用)
第七条 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四条の規定を準用する。
(権限の委任)

第六条 改正法附則第三条第八項の政令で定める
独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・
教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立
行政法人国立高等専門学校機構とする。

3 特定現存船についての新法第十九条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

い。係る部分に限る。）並びに第十九条の四十四第一項及び第三項（それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しな

四
平成二十八年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）
附則（平成二七年一月一日政令第

二　この政令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三　平成二十七年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十八年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

いは、この政令による改正後の第十一条の七の規定にかかるわらず、なお従前の例による。一 この政令の施行の際現に船舶に設置されてゐる原動機

る。ただし第十二条の十の表第一号の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。
(経過措置)

附 則（平成二九年八月一八日政令第二二五号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成三年四月二六日政令第一六三号）
（施行期日）
この政令は、令和元年六月一日から施行す
る。この政令は、第一号の規定による政令に付
する。

附 則（平成二八年一二月一六日政令第三八三号）
この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（令和二年九月三〇日政令第二九）

八号

（施行期日）

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十七条の七の規定にかかるらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から令和二年十一月三十日までの間に船舶に設置される原動機

三 令和二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に令和三年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 令和三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

五 令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の九第一項第二号の改正規定（及び第二条）を、「第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改める部分を除く。）及び第一条の十一の改正規定

二 第十一条の七の表第一号の改正規定（別表第二の二備考第六号イ）を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）、第十一条の十の表第一号の改正規定（別表第二の二備考第六号イ）を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）及び別表第五の改正規定 令和七年五月一日

（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第一条の二関係）
一 X類物質等
イ X類物質

(1) アクリル酸デシル	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシリ	(3) アセトクロール	(4) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	(5) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）	(6) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	(7) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）	(8) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）	(9) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	(10) アルケン酸アルコール	(11) エトキシ化タローアミン（濃度が九十重量パーセントを超えるものに限る。）	(12) エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）	(13) エトキシ化バラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	(14) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物に限る。）	(15) 塩化パラフィン（炭素数が十五から二十までのもの及びその混合物で、かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）	(16) オレイルアミン	(17) オレフィン（炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）	(18) アルファオレフィン（炭素数が六十八までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）
(19) アクリル酸デシル	(20) アルキルエーテル及びビフェニル	(21) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	(22) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が八のパラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のもに限る。）	(23) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）	(24) クロトンアルデヒド	(25) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）	(26) クロルタルピチ	(27) クロロヘプタン	(28) クロロヘプタン	(29) ジイソプロピルベンゼン	(30) ジクロロブロパン及びジクロロプロペ	(31) ジクロロベンゼン	(32) ジクロロベンゼン	(33) ニードルベンゼン	(34) ニードルベンゼン	(35) ニードルベンゼン	(36) ニードルベンゼン
(37) エニルエーテルの混合物	(38) エニルエーテルの混合物	(39) エニルエーテルの混合物	(40) エニルエーテルの混合物	(41) 多環式芳香族化合物（環の数が二以上もの及びその混合物に限る。）	(42) 炭化水素ワックス	(43) テトラメチルベンゼン	(44) テレビン油	(45) デカニ酸（ネオデカニ酸を除く。）	(46) デシルオキシテトラヒドロチオフェン	(47) デセン	(48) デシルベンゼン	(49) デシルベンゼン	(50) デシルヒドロキシプロピルスルフ	(51) デシルヒドロキシプロピルスルフ	(52) デシルヒドロキシプロピルスルフ	(53) デシルヒドロキシプロピルスルフ	
(54) ノルマルオクタンメルカバタン	(55) ノルマルオクタンメルカバタン	(56) ノルマルオクタンメルカバタン	(57) ノルマルオクタンメルカバタン	(58) ノルマルオクタンメルカバタン	(59) ノルマルオクタンメルカバタン	(60) ノルマルオクタンメルカバタン	(61) ノルマルオクタンメルカバタン	(62) ノルマルオクタンメルカバタン	(63) ノルマルオクタンメルカバタン	(64) ノルマルオクタンメルカバタン	(65) ノルマルオクタンメルカバタン	(66) ノルマルオクタンメルカバタン	(67) ノルマルオクタンメルカバタン	(68) ノルマルオクタンメルカバタン	(69) ノルマルオクタンメルカバタン	(70) ノルマルオクタンメルカバタン	

(1) ジフェニルエーテル	(2) ジフェニルエーテル及びビフェニル	(3) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのもの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）	(4) パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超えて五重量パーセント以下のものに限る。）
(5) パラフィン油	(6) 白燐（黄燐を含む。）	(7) パラフィン油	(8) 白燐（黄燐を含む。）
(9) パラフィン油	(10) 白燐（黄燐を含む。）	(11) パラフィン油	(12) 白燐（黄燐を含む。）
(13) パラフィン油	(14) 白燐（黄燐を含む。）	(15) パラフィン油	(16) 白燐（黄燐を含む。）
(17) パラフィン油	(18) 白燐（黄燐を含む。）	(19) パラフィン油	(20) 白燐（黄燐を含む。）

(1) ジフェニルエーテル	(2) ジフェニルエーテル及びビフェニル	(3) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのもの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）	(4) パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超えて五重量パーセント以下のものに限る。）
(5) パラフィン油	(6) 白燐（黄燐を含む。）	(7) パラフィン油	(8) 白燐（黄燐を含む。）
(9) パラフィン油	(10) 白燐（黄燐を含む。）	(11) パラフィン油	(12) 白燐（黄燐を含む。）
(13) パラフィン油	(14) 白燐（黄燐を含む。）	(15) パラフィン油	(16) 白燐（黄燐を含む。）
(17) パラフィン油	(18) 白燐（黄燐を含む。）	(19) パラフィン油	(20) 白燐（黄燐を含む。）

(64) ビスフェノールAエピクロロヒドリン 樹脂	(65) ビスフェノールAのジグリシジルエーテル アルフアピネン	(66) ベータピネン	(67) (68) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの）	(69) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの）
（83）(82) ルトリルの含有率が四十重量パーセント ラウリン酸	（80）(79) (78) ム塩溶液 燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント）	(77) N-（二-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム）塩溶液 セトアニリド	(76) メチルシクロペンタジエニルマンガン トリカルボニル	(74) (73) (72) (71) (70) (69) プロピレン四量体 フタル酸ジチルベンジル ブテンオリゴマー
(81) メルカプトベンゾチアゾールナトリウム 燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント）	(80) (79) (78) ム塩溶液 燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント）	(77) N-（二-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム）塩溶液 セトアニリド	(76) メチルシクロペンタジエニルマンガン トリカルボニル	(74) (73) (72) (71) (70) (69) プロピレン四量体 フタル酸ジチルベンジル ブテンオリゴマー
(83) (82) ルトリルの含有率が四十重量パーセント ラウリン酸	(80) (79) (78) ム塩溶液 燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント）	(77) N-（二-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム）塩溶液 セトアニリド	(76) メチルシクロペンタジエニルマンガン トリカルボニル	(74) (73) (72) (71) (70) (69) プロピレン四量体 フタル酸ジチルベンジル ブテンオリゴマー

（86）(85) (84) 煙酸トリイソプロピルフェニル 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害であるものとして指定するもの ハ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
二 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

(1) (2) アクリル酸 （3）(4) アクリル酸エチル （5）(6) アクリル酸エチル （7）(8) アクリル酸エチル （9）(10) アクリロニトリル （11）(12) アシッドオイル（大豆油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。） （13）(14) アジピン酸オクチルドシル （15）(16) アジピン酸ジイソノニル （17）(18) アジピン酸ジメチル （19）(20) アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。） （21）(22) アセトンシアノヒドリン （23）(24) アリールポリオレфин（ポリオレフ	(25) (26) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。） （27）(28) アリルアルコール （29）(30) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）
（31）(32) アルキルアミン燐酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。） （33）(34) アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。） （35）(36) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。） （37）(38) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）	（37）(38) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。） （39）(40) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
（41）(42) アルキル化ビンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）	（41）(42) アルキル化ビンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）

イ Y類物質 イ Y類物質 （1） アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下の中のものに限る。） （2） アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下の中のものに限る。）

(チレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。)
 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）
 長鎖アルキルジチオアシアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
 ブデンポリスルファイト（アルキル基の炭素数が七から十一年までのもの及びその混合物に限る。）
 アルキルジチオアシアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルファイト（アルキル基の炭素数が七から十一年までのもの及びその混合物に限る。）
 アルキルジチオアシアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
 アルキルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
 アルキルジエニルアミン
 アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
 アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十八以上もの及びその混合物に限る。）
 (48) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
 (49) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）
 (50) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
 (51) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
 (52) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
 (53) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
 (54) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）
 (55) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物

(56) 長鎖アルキルエノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
 (57) 長鎖アルキルエノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのもの及びその混合物に限る。）
 (58) 長鎖アルキルエノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
 (59) 長鎖アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）
 (60) 長鎖アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）
 (61) 長鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液
 (62) 長鎖アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）
 (63) 長鎖アルキルベンゼンの蒸留残留物
 (64) 長鎖アルキルベンゼンの混合物（トルエンの炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が八から十四までのもの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのもの濃度が四十重量パーセント以下のもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のもに限る。）
 (65) 長鎖アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）

(66) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
 (67) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
 (68) アルケン酸カルボキシアルキルエステルのほう酸塩
 (69) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）
 (70) イソアルカン（炭素数が十以上のものでのものであつて重合度が四から十二までのもの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）
 (71) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物
 (72) イソブレン
 (73) イソブロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
 (74) イソブロピルエーテル
 (75) イソブロピルシクロヘキサン
 (76) イソホロン
 (77) イソホロンジアミン
 (78) イソホロンジイソシアナート
 (79) イソ酪酸二・二・四一トリメチル一三イソブロキシベンチル
 (80) イソ酪酸二・二・四一トリメチル一三ウンデカカン酸
 (81) エタノールアミン
 (82) エチリデンノルボルネン
 (83) エチレンジアミン
 (84) エチリデンノルボルネン
 (85) エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。）
 (86) エチルシクロヘキサン
 (87) エチルシクロヘキサン
 (88) エチルシクロヘキサン
 (89) エチルシクロヘキサン
 (90) ルエステル（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）
 (91) 二一エチルヘキシルアミン
 (92) エチルベンゼン
 (93) エチルベンチルケトン
 (94) エチルメチルアリルアミン
 (95) エチレン及び酢酸ビニルの共重合体
 (96) エチレンクロロヒドリン
 (97) エチレンジアセタート
 (98) エチレンジアセタート
 (99) エチレンジアセタート
 (100) エチレンジアセタート
 (101) エチレンジアセタート
 (102) エチレンジアセタート
 (103) エチレンジアセタート
 (104) エチレンジアセタート
 (105) エチレンジアセタート
 (106) エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）
 (107) 二一エトキシ一「一・二一ジメチルエチレン
 (108) 塩溶液
 (109) エピクロロヒドリン
 (110) タン
 (111) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合物
 (112) 塩化第二鉄溶液
 (113) 塩化ビニリデン

(114)	塩化ベンジル
(115)	塩化ベンゼンスルホニル
(116)	オクタメチルシクロテトラシロキサン
(117)	オクタン酸
(118)	オクチルアルコール
(119)	オクチルアルデヒド
(120)	オクテン
(121)	オリーブ油
(122)	オレイン酸
(123)	オレイン酸カリウム
(124)	オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）
(125)	カカオ脂
(126)	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超えて七十重量パーセント以下のもに限る。）
(127)	カシュウナツツシェル油（未精製のものに限る。）
(128)	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物
(129)	キシレノール
(130)	キシレン
(131)	キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のもに限る。）
(132)	吉草酸
(133)	吉草酸及び酪酸二メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）
(134)	ギ酸
(135)	クレゾールナトリウム溶液
(136)	魚油
(137)	クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）
(138)	クレゾール
(139)	ト

(140)	クロロスルホン酸
(141)	クロロトルエン
(142)	オルトクロロニトロベンゼン
(143)	一（四—クロロフェニル）—四・四—ジメチルベンタン—三—オノ
(144)	クロロベンゼン
(145)	クロロホルム
(146)	四—クロロ—「—メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
(147)	グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
(148)	グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
(149)	グリセリンモノオレイン酸
(150)	ビトールプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）
(151)	グリセリンモノオレイン酸
(152)	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）
(153)	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
(154)	グルタル酸ジメチル
(155)	けい酸ナトリウム溶液
(156)	コールタールナフサソルベント
(157)	こはく酸ジメチル
(158)	米ぬか油
(159)	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）
(160)	魚サイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）
(161)	吉草酸
(162)	酢酸二メチル
(163)	酢酸ノルマルオクチル
(164)	酢酸トリデシル
(165)	酢酸ビニル
(166)	（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(167)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(168)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）
(169)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）
(170)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの（セコンダリアルコールでその炭素数が十七のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(171)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(172)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が
(173)	脂肪族アルコールポリエトキシラートのもの及びその混合物に限る。）
(174)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(175)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(176)	一・二—酸化ブチレン
(177)	酸化ブロピレン
(178)	シアバター
(179)	四塩化炭素
(180)	シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
(181)	シクロヘキサン
(182)	シクロヘキサノール
(183)	シクロヘキサン
(184)	一・二—シクロヘキサンジカルボン酸
(185)	ジイソノニルエステル
(186)	シクロヘキシリアルアミン
(187)	シクロヘキシタジエン
(188)	シクロペニテン
(189)	シクロペンテン、一・三—ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三—ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
(190)	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）
(191)	脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(192)	脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）

(193)	直鎖脂肪酸の二—エチルヘキシルエスティル（直鎖脂肪酸の炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）
(194)	脂肪酸メチルエステル
(195)	脂肪族アルコールアルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）
(196)	脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
(197)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(198)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(199)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）
(200)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）
(201)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの（セコンダリアルコールでその炭素数が十七のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(202)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

(203)	直鎖脂肪酸の二—エチルヘキシルエスティル（直鎖脂肪酸の炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）
(204)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(205)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(206)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(207)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(208)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(209)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(210)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(211)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
(212)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

七から十二までのもの及びその混合物に
限る。)

パラシメン

臭化ナトリウム溶液 (濃度が五十重量
パーセント未満のものに限る。)

硝酸

硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液

硝酸アルキル (アルキル基の炭素数が
七から九までのもの及びその混合物に限
る。)

硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液

植物油の混合物 (遊離脂肪酸の含有量
が十五重量パーセント未満のものに限
る。)

次亜塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が十
五重量パーセント以下のもに限る。)

次亜塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が十
五重量パーセント以下のもに限る。)

ジイソブチルケトン

ジイソブチレン

ジイソプロピルアミン

ジイソプロピルナフタレン

ジエタノールアミン

ジエチルアミノエタノール

ジエチルベンゼン

一・四一ジオキサン

一・二一ジクロロエタン

二・四一ジクロロフェノール

二・四一ジクロロフェノキシ酢酸ジメ
チルアミン塩溶液 (濃度が七十重量パ
ーセント以下のものに限る。)

二・四一ジクロロフェノキシ酢酸トリ
イソプロパノールアミン塩溶液

三・四一ジクロローニーブテン

一・一・一ジクロロプロパン

一・一・一ジクロロプロパン

二・二・一ジクロロプロピオン酸

一・六一ジクロロヘキサン

ジクロロメタン

ジシクロペニタジエン及びジシクロペ
ンタジエン二量体の混合物 (ジシクロペ
ンタジエンの濃度が八十一重量パーセン
ト以上八十九重量パーセント以下のもの
に限る。)

ジチオカルバミン酸アルキル (アルキ
ル基の炭素数が十九から三十五までのもの
及びその混合物に限る。)

ジノルマルプロピルアミン

ジフェニルアミン

ジフェニルアミン及び二・二・四一ト
リメチルベンテンの反応生成物

ジフェニルメタンジイソシアナート

ジブチルアミン

ジブチロモエタン

ジブロモメタン

ジブロピルチオカルバミン酸S-エ
チル

ジペニテン

ジメチルアミン溶液 (濃度が六十五重
量パーセント以下のものに限る。)

ジメチルエタノールアミン

ジメチルオクタン酸

N・N-ジメチルジクロヘキシリアル
ミン

ジメチルジスルファイド

ジメチルホルムアミド

ジメチルボリシロキサン

ジヤトロニア油

水酸化ナトリウム溶液 (濃度が七
十重量パーセント以下のものに限る。)

水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウ
ム及び炭酸ナトリウムの混合溶液 (濃度
が四十重量パーセント以下のものに限
る。)

水酸化カリウム溶液

水酸化カルシウム

水酸化ナトリウム溶液

水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナ
トリウム溶液 (濃度が十五重量パーセン
ト以下のものに限る。) の混合溶液

石油スルホン酸ナトリウム

石油スルホラン

タロード脂肪酸

タロード大豆油

大豆油脂肪酸メチルエステル

チオシアニ酸ナトリウム溶液 (濃度が
五十六重量パーセント以下のものに限
る。)

チオ硫酸カリウム (濃度が五十重量パ
ーセント以下のものに限る。)

チオ硫酸カリウム溶液 (濃度が五十重
量パーセント以下のものに限る。)

チオ硫酸カリウム (濃度が五十重量パ
ーセント以下のものに限る。)

桐油

トール油脂肪酸 (樹脂酸分が二十重量
パーセント未満のものに限る。)

トール油のナトリウム塩 (粗製のもの
に限る。)

トール油ピッチ

トリアルキル酢酸グリシジル (トリア
ルキルの炭素数が十のものに限る。)

トリエチルアミン

トリアルキル酢酸グリシジル (トリア
ルキルの炭素数が十のものに限る。)

トリエチルアミン

トリアルキル酢酸グリシジル (トリア
ルキルの炭素数が十のものに限る。)

桐油

(1) アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	(2) アジボニトトリル	(3) アセト酢酸エチル	(4) アセト酢酸メチル	(5) アセトニトトリル（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	(6) アセトン	(7) アミノエチルエタノールアミン	(8) アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液	(9) N-アミノエチルピペラジン	(10) 二-(一アミノエトキシ)エタノール	(11) 二-(アミノ-2-メチル-1-プロパンオール)	(12) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	(13) アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十五までのもの及びその混合物に限る。）	(14) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルインデン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）及びアルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）の混合物	(15) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	(16) アルキルフェニルプロポキシラート（アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。）
臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの															

(17) アルミニオけい酸ナトリウム	(18) 安息香酸ナトリウム	(19) 硫黄	(20) エチルアルコール	(21) エチルタルーシヤリベンチルエーテル	(22) エチルブタンジニトトリルの濃度が二重量パーセント以下のものに限る。）	(23) 二-エチルブタンジニトトリル及び二-メチルグルタロニトトリルの混合物（二	(24) エチレンギリコールモノフエニルエー	(25) テル	(26) エチレンギリコールモノフエニルエーテル及びジエチレンギリコールモノフエニルエーテルの混合物	(27) エチレンギリコールエチレンイミン溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。）	(28) 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	(29) 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。）	(30) 酸マグネシウムの混合溶液	(31) 塩化コリン溶液	(32) 塩酸	(33) 塩酸カリウム溶液	(34) 塩酸ナトリウム溶液	(35) 塩酸カリウム溶液	(36) 塩酸	(37) 塩酸カリウム溶液	(38) 塩酸ガリウム溶液
アルミニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。）																					

(39) (40) くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	(41) (42) 挖削用ブライン（臭化カルシウムを含むものに限る。）	(43) (44) グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	(45) (46) グリセリン	(47) (48) リンプロポキシラートの混合物	(49) (50) グリセリンエトキシラート及びグリセリノブロキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物	(51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) 硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。）	(65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)									
ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）																

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

(108) アセタート	(107) テル	(106) プロピレンジリコールメチルエーテル	(105) ブロモクロロメタン	(104) ブチレンジリコール	(103) パラアルデヒド	(102) ピニルエチルエーテル	(101) ニトロヒドロキシ一四-(メチルチオ)	(100) ノルマルヘプタン酸	(99) ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液	(98) パラアルデヒド	(97) ノルマルプロピルアミン	(96) ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液	(95) 乳酸	(94) トリメチルアミン溶液	(93) トリメチルアミン溶液	(92) トリメチルアミン溶液	(91) トリメチルアミン溶液	(90) トリメチルアミン溶液	(89) トリメチルアミン溶液	(88) トリメチルアミン溶液	(87) トリメチルアミン溶液	(86) トリメチルアミン溶液
のエタノール溶液に限る。)	テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー(濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。)	テトラヒドロフラン	トリエタノールアミン	トリイソプロノールアミン	トリエタノールアミン	トリプロビレンジリコール	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)	トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のもに限る。)

(128) 無水酢酸	(127) 無水マレイン酸及びアリルスルホン酸	(126) ナトリウムの共重合体の溶液	(125) 基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。)	(124) (123) ポリグリセリンナトリウム塩溶液(水溶性が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る)、ポリアルキレンジリコールモノアルキルエーテル(アルキレンジリコールの炭素数が二から八までのものに限る)及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。)	(122) ポリエチレンジリコールメチルブチルエーテル(分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。)	(121) ポリエチレンジリコールジメチルエーテル	(120) ポリエチレンジリコール	(119) ポリイソブチレンの酸無水物付加物	(118) ポリアクリル酸溶液(濃度が四十重量パーセント以下のもに限る。)	(117) ポリアクリル酸ナトリウム溶液(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)	(116) ホスホン酸トリエチル	(115) ペンチルアルコール	(114) ベキシレンジリコール	(113) ヘキサメチレンテトラミン溶液	(112) 一・六一ヘキサンジオール(蒸留物を除く。)	(111) ヘキサメチレンジアミンジペート溶液(濃度が五十重量パーセントのものに限る。)	(110) プロピレンジリコールモノアルキルエーテル	(109) プロピレンジリコールモノアルキルエーテル	(108) ヘキサメチレンジアミンジペート溶液(濃度が五十重量パーセントのものに限る。)	(107) ヘキサメチレンジアミンジペート溶液(濃度が五十重量パーセントのものに限る。)	(106) ヘキサメチレンジアミンジペート溶液(濃度が五十重量パーセントのものに限る。)
------------	-------------------------	---------------------	-------------------------------------	---	---	---------------------------	-------------------	------------------------	---------------------------------------	---	------------------	-----------------	------------------	----------------------	-----------------------------	--	----------------------------	----------------------------	--	--	--

(154) 五重量パーセント以下のものに限る。)	(153) 硫化脂肪(炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。)	(152) 硫化アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)	(151) シリジン溶液(濃度が六十重量パーセント以下のもに限る。)	(150) リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液	(149) リグニンスルホン酸カルシウム溶液	(148) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液	(147) リグニンスルホン酸アンモニウム溶液	(146) ラテックス(スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。)	(145) メチルベンチルアルコール	(144) メチルブチルケトン	(143) メチルベンチルアルコール	(142) メチルブチノール	(141) メチルブチルピリジン	(140) ニーメチル一・三一プロパンジオール	(139) ニーメチルピリジン	(138) ニーメチルピリジン	(137) ニーメチルピリジン	(136) ニーメチルピリジン	(135) メチルターシャリブチルエーテル	(134) メチルイソブチルケトン	(133) メタクリル酸ブチル	(132) メタクリル酸ブチル	(131) メタクリル酸ブチル
--------------------------	--	--	------------------------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------	---	--------------------	-----------------	--------------------	----------------	------------------	-------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------

備考	この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。	別表第一の二(第一条の三関係)	この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。	別表第一の二(第一条の三関係)	この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。
一	一 塩化カリウム溶液(濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。)	二 オレンジ果汁	二 塩化カリウム溶液(濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。)	三 カオリン	三 還元でん粉加水分解物
四	四 硫化水素ナトリウム溶液(濃度が四十五重量パーセント未満のものに限る。)	五 硫化水素ナトリウム溶液(濃度が四十五回りボリオレフインアミドアルケン(オキシアルキレン)の共重合体のナトリウム塩水溶液(濃度が八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)	五 硫化水素ナトリウム溶液(濃度が四十五回りボリオレフインアミドアルケン(オキシアルキレン)の共重合体のナトリウム塩水溶液(濃度が八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)	六 硫酸ナトリウム溶液	六 硫酸ナトリウム溶液

八 石炭 九 ソルビトール溶液 十 炭酸カルシウム 十一 炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量 バーセント未満のものに限る。） 十二 糖みつ 十三 テリエチレンゲリコール 十四 二酸化けい素 十五 粘土 十六 プロピレンゲリコール 十七 マルチトール溶液 十八 水 十九 りんご果汁 二十 レシチン 二十一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判 定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見 地から有害でないものとして指定する物質 二十二 法第九条の六第三項の規定により、海 洋環境の保全の見地から有害でないものと査 定されている物質 二十三 前各号に掲げる物質のみから成る混 合物 備考 この表において「重量バーセント」とは、 溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する 比の百倍をいう。

別表第一の三（第一条の五関係）
一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC— 一二）
二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC— 一）
三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CF C—一—三）
四 ジクロロジラフルオロエタン（別名CF C—一一四）
五 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC 一—一五）
六 ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロ ン—一二一）
七 ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン— 一三〇一）
八 ハジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロ ン—二四〇二）
九 クロロトリフルオロメタン（別名CFC— 一三）

十 ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC 一一一）
十一 テトラクロロジフルオロエタン（別名C FC—一一二）
十二 ヘプタクロロフルオロプロパン（別名C FC—一一一）
十三 ヘキサクロロジフルオロプロパン（別名C FC—一二一）
十四 ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名C FC—一二二）
十五 ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名 名CFC—一二三）
十六 ペンタクロロベンタフルオロプロパン（別 名CFC—一二四）
十七 テトラクロロテトラフルオロプロパン（別 名CFC—一二六）
十八 クロロヘキサフルオロプロパン（別名C FC—一二七）
十九 四塩化炭素
二十 一・一・一トリクロロエタン
二十一 ジクロロフルオロメタン（別名H CFC—一二一）
二十四 テトラクロロフルオロエタン（別名H CFC—一二二）
二十五 クロロジフルオロメタン（別名H CFC—一二三）
二十六 ジクロロフルオロエタン（別名H CFC—一二四）
二十七 クロロジフルオロエタン（別名H CFC—一二五）
二十八 クロロトリフルオロエタン（別名H CFC—一二六）
二十九 ジクロロフルオロエタン（別名H CFC—一二七）
三十 クロロトリフルオロエタン（別名H CFC—一二八）
三十一 ジクロロフルオロエタン（別名H CFC—一二九）
三十二 クロロトリフルオロエタン（別名H CFC—一二一〇）
三十三 クロロフルオロエタン（別名H CFC—一二一五）
三十四 クロロフルオロエタン（別名H CFC—一二二一）

三十五 ペンタクロロジフルオロプロパン（別 名H C FC—一二一）
三十六 テトラクロロトリフルオロプロパン (別名H C FC—一二二)
三十七 ドリクロロテトラフルオロプロパン (別名H C FC—一二三)
三十九 クロロヘキサフルオロプロパン（別 名H C FC—一二四）
四十 ペンタクロロベンタフルオロプロパン（別 名H C FC—一二五）
四十一 テトラクロロジフルオロプロパン（別 名H C FC—一二六）
四十二 ペンタクロロトリフルオロプロパン（別 名H C FC—一二三）
四十三 ジクロロテトラフルオロプロパン（別 名H C FC—一二四）
四十四 クロロベンタフルオロプロパン（別 名H C FC—一二三五）
四十五 テトラクロロフルオロプロパン（別名 H C FC—一二四一）
四十六 トリクロロジフルオロプロパン（別名 H C FC—一二四二）
四十七 ジクロロトリフルオロプロパン（別名 H C FC—一二四三）
四十八 クロロテトラフルオロプロパン（別名 H C FC—一二四四）
四十九 トリクロロフルオロエタン（別名H CFC—一二五—一）
五十 ジクロロジフルオロプロパン（別名H CFC—一二五二）
五十一 クロロトリフルオロプロパン（別名H CFC—一二五三）
五十二 ジクロロジフルオロプロパン（別名H CFC—一二五六—一）
五十三 クロロジフルオロプロパン（別名H CFC—一二六一）
五十四 クロロフルオロプロパン（別名H CFC—一二七一）
五十五 ジブロモフルオロメタン
五十六 ブロモジフルオロメタン（別名HB F C—一二六二—一）
五十七 ブロモフルオロメタン
五十八 テトラブロモフルオロエタン
五十九 ジブロモトリフルオロエタン
六十 ジブロモジフルオロエタン
六十一 ブロモテトラフルオロエタン
六十二 ブリブロモフルオロエタン
六十三 ジブロモジフルオロエタン
六十四 ブロモトリフルオロエタン
六十五 ブロモフルオロエタン
六十六 ブロモジフルオロエタン
六十七 ブロモフルオロエタン
六十八 ベンタクロロモジフルオロプロパン
六十九 ベンタクロロモジフルオロプロパン
七十 テトラブロモトリフルオロプロパン
七十一 ブリブロモテトラフルオロプロパン
七十二 ブロモベンタフルオロプロパン
七十三 ブロモヘキサフルオロプロパン
七十四 ペンタクロロモーティフロオロプロパン
七十五 テトラブロモフルオロプロパン
七十六 ブリブロモトリフルオロプロパン
七十七 ブロモテトラフルオロプロパン
七十八 ブロモベンタフルオロプロパン
七十九 テトラブロモフルオロプロパン
八十 トリブロモジフルオロプロパン
八十一 ジブロモトリフルオロプロパン
八十二 ブロモテトラフルオロプロパン
八十三 トリブロモフルオロプロパン
八十四 ジブロモジフルオロプロパン
八十五 ブロモトリフルオロプロパン
八十六 ジブロモフルオロプロパン
八十七 ブロモジフルオロプロパン
八十八 ブロモフルオロプロパン
八十九 ブロモクロロメタン
九十 臭化メチル
一 アクリロニトリル
二 アセトン
三 液化石油ガス
四 液化メタンガス
五 エチルベンゼン
六 ガソリン
七 キシレン
八 原油
九 クメン
十 酢酸エチル
十一 酢酸ビニル
十二 シクロヘキサン
十三 スチレン
十四 灯油
十五 トルエン
十六 ナフサ

十七	二塩化エチレン
十八	ブタノール
十九	ヘキサン
二十	ベンゼン
二十一	ペンタン
二十二	メチルエチルケトン
二十三	前各号に掲げるもののほか、次のイ又はロのいずれかに該当する物質
四	イ 温度二十度、圧力一気圧において液体又は固体である物質であつて、海上保安庁長官が指定する日本産業規格に適合する方法により試験したときの引火点が六十度以下であるもの
五	ロ 温度二十度、圧力一気圧において液体である物質であつて、当該物質と空気との混合物が燃焼する状態における当該物質の最小濃度が体積百分率十三パーセント以下であるもの又は当該混合物が燃焼する状態における当該物質の最大の濃度と最小の濃度との差が体積百分率十二パーセント以上であるもの
六	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブルタル海峡における西経五十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域
七	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海の海域
八	南緯六十度以南の海域

域海極北	域海部南カリフ	域海ガラパゴスヨーロッパ	域海西北ヨーロッパ
北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブルタル海峡における西経五十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブルタル海峡における西経五十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域	北緯二十二度三十分東經五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東經六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域	北緯四十八度二十七分西經六度二十五分の点から陸岸まで九十度に引いた線、同四分の点、北緯五十六度三十分西經十二度の点及び北緯六十二度西經三度の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで九十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海域以外の海域

域海紅	域海シニア	別表第一の六（第一条の十二、第一条の十三関係）
スエズ湾及びアカバ湾を含む北緯十二度二十八・五分東經四十三度十九・六分の点及び北緯十二度四十・四分東經四十三度三十・二分の点を結んだ線（アデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線）といふ。）を南端とする紅海の海域について、かつ、北緯十一度五十分東經五一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東經五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域	紅海とアラビア海との間にあるアデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線において、「紅海・アデン湾境界線」という。）を南端とする紅海の海域について、かつ、北緯十一度五十分東經五一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東經五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域	一 別表第一の六号に掲げるX類の液体貨物等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるも

二 別表第二号に掲げるY類の液体貨物等又は同表第三号に掲げるZ類の液体貨物等で、事前處理を行つて供されたいた貨物船にて用に供され、事前処理を行うこと。	イ 又はロに掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供された後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところに用いて当該貨物船の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。	イ 又はロに掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供された後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところに用いて当該貨物船の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。
一 別表第一の六号に掲げるX類の液体貨物等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるも	イ 当該物質の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところに用いて当該貨物船の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。	イ 当該物質の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところに用いて当該貨物船の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。
三 別表第一の七（第一条の十二関係）	三 別表第一の七（第一条の十二関係）	三 別表第一の七（第一条の十二関係）
一 別表第一の六号に掲げるX類の液体貨物等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるも	一 別表第一の六号に掲げるX類の液体貨物等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるも	一 別表第一の六号に掲げるX類の液体貨物等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるも

備考

一 南極海域及び北極海域の船舶及びふん尿等の排出方法		二 國際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの		三 國際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの	
		第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備（次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出装置」という。）により処理されている場合に限り、第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されれていないものの、	第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、
		第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	第一号下欄及びロによる方法により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、
三 前二号に掲げる有害液体物質を除去した貨物船による有害液体物質の混合物である有する場合に限りる	二 別表第一の六号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物船に初めて洗浄水又は水バラストと他の液体物質（当該液体物質が一キログラム未満である場合に限りる）を除く。	三 全ての海域（南極海域及び北極海域）	三 全ての海域（南極海域及び北極海域）	三 全ての海域（南極海域及び北極海域）	三 全ての海域（南極海域及び北極海域）
四 その他の船舶の海上航行における排出方法	四 その他の船舶の海上航行における排出方法	五 國際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限りる。）から排出されるふん尿であつて、ふん尿等排出装置により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出装置のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	五 國際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限りる。）から排出されるふん尿であつて、ふん尿等排出装置により、國土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出装置のうち國土交通省令で定める装置により処理されられていないものの、	六 國際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるも	六 國際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるも
五 その他の船舶の海上航行における排出方法	五 その他の船舶の海上航行における排出方法	六 國際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるも	六 國際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるも	七 國際航海に従事する船舶（第五号に掲げるも	七 國際航海に従事する船舶（第五号に掲げるも
六 その他の船舶の海上航行における排出方法	六 その他の船舶の海上航行における排出方法	七 國際航海に従事する船舶（第五号に掲げるも	七 國際航海に従事する船舶（第五号に掲げるも	八 その他の船舶の海上航行における排出方法	八 その他の船舶の海上航行における排出方法

水	三 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水である、前二号に掲げるもの以外のもの	四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水	五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水	海域 及び 南極 海域	海域 及び 北極 海域	海域 及び 北極 海域	域のうち全ての國の領海の基線、氷の外側、三海里の着氷から線を超える海域
水	第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水である、前二号に掲げるもの以外のもの	水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水	海域 及び 南極 海域	海域 及び 北極 海域	ふん尿等排 出防止装置 のうち国土 交通省令で 定める装 置により淨 化することに より処理し て排出する こと。	ふん尿等排 出防止装置 のうち国土 交通省令で 定める装 置により淨 化することに より処理し て排出する こと。	排出方法は、 限定しない。

備考	六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの	
	南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	
廃棄物の区分	排出海域	排出方法
一 食物くず（次号）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）	イ 粉碎式排出方法により排出すること。
上欄に掲げるものを域	上欄にび定着氷からその外側十二海里以遠の海	ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌そのための措置を
別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の十関係）	第十一條の十関係	別表第三（第四条、第九条の六、第十二条の七、

乙海域	北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大力ブ海域及び紅海海域のうち全ての国領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。	講じて排出すること。
当該船舶の航行中に排出すること。	海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	粉碎式排出法により排出すること。	粉碎式排出法により定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。	国土交通省令で定める方法により排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	ハ 氷上に排出しないこと。

		備考	二 食物くずであつて、鳥綱に属する種の個体を含まないもの	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大力リブ海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	二海里以遠の海域
備考	乙海域		イ 粉碎式排出方法により排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。
一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。		この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。
二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。		この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。
三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。		この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。
四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。		この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。

東經三十二度二十八・四八分の点及び北緯三十一度十四分東經三十二度三十二・六二分の点を順次結んだ線、同点から岸まで二百七十度に引いた線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域以外の海域